

伊丹市における都市農業政策

「農」の振興プランを基本方針に推進

兵庫県伊丹市長 藤原 保幸



はじめに

伊丹市は、近畿圏大都市地域内の一角、兵庫県南東部に位置し、面積は25平方キロメートル、人口は20万人。地形は全体に平坦で、東部に猪名川、西部に武庫川と2つの大きな川が市内を流れ、市東部には伊丹空港（大阪国際空港）があります。

河川流域では縄文後期から耕作が行われ、江戸時代には「清酒発祥の地」として酒造業で栄えました。現在、歴史と文化を大切にする施策として、街並み景観の保全・再生を図るとともに、中心市街地ではお酒にちなんだイベントを開催し、大いに賑わっています。そして、全国的に人口減少が顕著な中、本市の人口は微増傾向を維持し、地価の上昇率も大阪圏で上位にあります。

歴史を俯瞰すれば、20世紀の半ばまで、酒造業等が栄えた都市中心部を除けば、伊丹は農業集落の集合体でありました。それが、1960年代からの高度経済成長期、本市の利便性から人口流入が進み、人口が急増し、その結果宅地が不足し、国の政策の後押しもあって、農地の宅地化が急速に進行し、農業従事者も減少してきました。それが今や、我が国は人口減少時代に入り、伊丹市は人口微増とはいっても、兵庫県全体では人口の流出局面を迎え、空き家も増加する中、新規宅地の需要は減少し、土地政策・都市農業政策は歴史的転換点を迎えています。

緑地空間としても農地保全が必要

つまり、伊丹市の例でいえば、本市の農業は、現在、葉物野菜を中心に、花き、花木等の生産を行っていますが、今後、この産業を市民に安全・安心で新鮮な農産物の供給として積極的に振興を図るとともに、残された農地を都市に潤いと安らぎを与える緑地空間として保全することが重要と考えています。また市民農園も一定確保しているのですが、これは、市民が直接土

に触れる貴重な機会であり、かつ、災害時には避難場所としての防災機能を期待しています。



市民農園

現在の本市の都市農業の姿を量的に押さえますと、市内の農地全てが3大都市圏の特定市における市街化区域内農地であり、現在、生産緑地面積は97.78ha、宅地化農地面積は24.69haですが、現在でも年々減少傾向にあります。また、農業者の高齢化、担い手不足が進行しており、農家人口は約400名で総人口の約0.2%にまで落ち込み、さらに今後も減少が予測されています。

以上のように、これからの将来を見通せば、都市農業の振興が必要と考えていますが、足元は厳しい状況が続く中、ではどうすれば良いかが目下の課題です。

現在のところ、平成23年度からスタートし、平成32年度の10年先を見据えた農業振興施策の基本方針となる「伊丹市「農」の振興プラン」のもと、各種の施策を推進しています。

基本方針はブランド化、直売など3本柱で

その基本方針は、①持続可能な環境をつくる都市農業の推進、②伊丹らしさを活かした都市農業の推進、③市民が広く親しめる農業の推進、の3点です。

まず、1点目の「持続可能な環境をつくる都市農業の推進」における取り組みとしては、優れた技術力と

経営力を有する本市農業の中核的な担い手を確保・育成するため、一定規模以上の経営を行っている農家を中核農家として登録し、農機具の購入費の補助等を行っています。

また、中核農家として農業に15年以上従事し、地域農業の発展に寄与された農業者や、多年にわたり農業団体又は集落営農組織の育成、指導に尽力された農業者を表彰するとともに、農産物の品評会を開催し、質の高い農産物を生産された農業者を表彰し、農業就業意欲の向上及び農産物の改良発展を図っています。

2点目の「伊丹らしさを活かした都市農業の推進」では、市内における農産物の直売所が近年増加傾向にあり、伊丹市産農産物については表示シールを貼付し販売され、伊丹特産の農産物の掘り起しや、ブランド化、販路拡大などの取り組みを行なっています。

また、伊丹公設市場内に設置された農産物直売所「スマイル阪神」は、新鮮で、安全・安心な農産物が手に入る身近な施設として市民に大変人気があり、平成27年度では6億2千万円と、開設以来、右肩上がりですり上げを伸ばしています。



農産物直売所「スマイル阪神」

3点目の「市民が広く親しめる農業の推進」では、市民が身近に農業体験を楽しむことが出来る市民農園が人気であり、隣接市と比較しても最大の区画数を保有しています。

さらにこれらの市の施策に加え、将来に向け、現在の農地を保全し、営農を継続していくには、私は、国における農地にかかる税制の見直しが不可欠と考えてきました。このため、本市を含め全国68都市が会員に名を連ねる「全国都市農業振興協議会」から、以上のような問題に関する要望を行ってきたところです。

こうした関係者の努力が実り、都市農業の安定的な継続と、それによる良好な都市環境を形成するため、昨年4月16日、「都市農業振興基本法」が衆議院で可

決され、同日22日に施行されました。

その基本理念としては、「都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮と、これによる都市の農地の有効な活用、及び適正な保全が図られるべきこと、人口減少の状況等を踏まえた、良好な市街地形成における「農」との共存が図られるべきこと、また、都市住民をはじめとする、国民の都市農業の有する機能等についての理解の下に、施策が推進されるべきであること」とされています。

前述しましたように、全国的には人口減少や高齢化が進む中、都市農地に対する開発圧力も低下してきており、また、都市農業の有する農産物供給以外の多様な機能が住民の生活の質の向上に貢献していることを背景とし、都市農地について、宅地化促進から農地としての有効な活用・保全へと、大きく国の方針が転換されたといえましょう。

これは、先ほど述べました、本市の主要施策の1つと位置付けた「都市農業の振興」を実現するため、平成23年度に策定した「伊丹市「農」の振興プラン」の3つの柱と、方向性は全く同様です。以前から都市農業の振興に努めてきた本市の取り組みが、全国的にみましても、先進的な取り組みであったと自負しているところです。

「都市農業振興基本法」、及び、「伊丹市「農」の振興プラン」は、いずれも「都市農業の振興」の実現を目的としています。本市がこれから策定します「都市農業振興基本法」に基づいた「地方計画」の内容と「伊丹市「農」の振興プラン」の後半で計画すべき内容とは、実質的に密接なものとなり、今後、この法的位置づけをもった「地方計画」を基に、取り組みを進めていくこととなります。

地域住民の理解と交流・協力を拡充

そして最後に申し上げたいのは、都市農業の推進には、農業者や行政だけではなく、地域住民の理解が欠かせないということです。農業者は農作業の周辺住宅に対する影響に配慮するとともに、農地が地域住民の憩いの場や交流の場となるよう、農業者と地域住民の協力のもとで体験農園を開設するなど、地域の特性を活かした都市農業の経営手法について検討する必要があります。これからも伊丹市としては、産業政策としての観点に加え、まちづくりの一環として、都市農業の振興を図っていきたいと考えています。